○**財務省告示第七十五号**

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十九年二月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第十八回	二十億円	百四円三十三銭
〃	第二十回	十億円	百五円十九銭
〃	〃	十四億円	百五円二十四銭
〃	第二十一回	三億円	百五円六十二銭
〃	〃	三億円	百五円六十三銭
〃	〃	三億円	百五円六十四銭
〃	〃	三億円	百五円六十五銭
〃	〃	三億円	百五円六十六銭
〃	〃	三億円	百五円六十七銭
〃	〃	三億円	百五円六十八銭
〃	〃	三億円	百五円六十九銭
合計	〃	百三十二億円	百五円七十銭

○**文部科学省告示第四十四号**

選定保存技術表具用古代裂（金襴等）製作の保持者**廣**瀬賢治（平成十九年文部科学省告示第百二十四号）は、平成二十九年一月二十六日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術表具用古代裂（金襴等）製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月二十四日

文部科学大臣　松野　博一

○**文部科学省告示第四十五号**

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十四条の三第二項第二号の規定に基づき、国立大学法人等に係る文部科学大臣の指定する預金又は貯金を次のように指定し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十四日

文部科学大臣　松野　博一

国立大学法人等（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）に係る同法第三十四条の三第二項第二号の文部科学大臣が適当と認めて指定する預金又は貯金は、次のとおりとする。

一　当座預金、普通預金、通知預金及び定期預金（外貨預金を含む。）

二　当座貯金、普通貯金、通知貯金、定額貯金及び定期貯金（外貨貯金を含む。）

○**厚生労働省告示第七十九号**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

平成二十八年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）	年三十五・九五パーセント

○**厚生労働省告示第八十号**

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第五十三条第一項第二号の規定により、次の登録性能検査機関に対し、性能検査の業務の一部の停止を命じたので、同法第百十二条の二第一項第四号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　名称　公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

二　住所　東京都江東区亀戸六丁目四十一番二十号

三　代表者の氏名　前田　豊

四　性能検査の業務の一部の停止を命じた年月日　平成二十九年三月六日

五　停止を命じた性能検査の範囲及びその期間　次の表の上欄に掲げる事務所が行うクレーンに係る性能検査及び同表の下欄に掲げる期間

山口事務所	平成二十九年四月一日から同年五月三十一日まで

○**農林水産省告示第四百三十八号**

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
三重県四日市市	平成二十九年四月一日
亀山市	
多気町	
広島県広島市	
長野県高森町	平成二十九年七月一日
岩手県紫波町	平成二十九年八月一日

○**農林水産省告示第四百三十九号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十四日

農林水産大臣　山本　有二